「(第2次)滋賀県食の安全・安心推進計画(原案)」に対して 提出された意見・情報とそれらに対する県の考え方について

1 県民政策コメントの実施結果

平成30年12月19日(水)から平成31年1月18日(金)までの間、滋賀県民政策コメント制度に関する要綱に基づき、「(第2次)滋賀県食の安全・安心推進計画(原案)」について意見・情報の募集を行った結果、11名(3団体含む)から延べ17件の意見・情報が寄せられました。これらの意見・情報について、内容ごとに整理し、それらに対する滋賀県の考え方を示します。なお、取りまとめにあたり、提出された意見等の一部は、その趣旨を損なわない範囲で内容を要約したものとなっています。

2 提出された意見・情報の内訳

章	項目	件数	
第1	食の安全・安心推進計画の基本的な考え方	1	
第2	食の安全・安心に関わる現状と課題	0	
第3	食の安全・安心を確保するための施策	1 5	
第4	4 附属資料		
施策を	1		
	1 7		

3 提出された意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方

番号	頁	施策 No.	意見・情報の概要	意見等に対する県の考え方
1	2	4 取組体制と役割 (1)県民 (消費者)	県民(消費者)の役割が明記されていることから、家庭における食品の管理や注意事項についての周知をお願いします。	県民(消費者)の責務や役割については、2ページに明記しております。 具体的な、家庭における食品の管理 や注意事項などについては、意見交換 会や講習会・研修会等の機会を捉え て、周知してまいります。
2	13	施策 2	食中毒の発生予防の対策を食材の販売店、飲食店に指導いただきたい。	具体的な取組①に記載のとおり、食 中毒リスクに応じた事故防止対策を 実施します。 特に、近年発生の多いカンピロバク ター食中毒対策として鶏肉の生食提 供飲食店や販売店へ、アニサキス食中 毒対策として生鮮魚介類の販売店等 へ、重点監視を実施し、事故防止対策 を指導します。
3	13	施策 2 (施策 13)	子どもたちに小さい時から食中 毒に対する教育をするような取組 はされるのか。	具体的な取組②に記載の食中毒予防講習会を、子どもたちに対しても行うとともに、施策 13 の食育の一環として、手洗い教室等を通じて衛生知識の啓発を行います。

番号	頁	施策 No.	意見・情報の概要	意見等に対する県の考え方
4	13	施策 2 (施策 15)	原案6ページに記載されているとおり滋賀県の食中毒事件数・患者数は全体としては減少傾向に中毒をもあっては最近5年間で増加して、今後を取組において、今後を取組において、今後を重点的に指導されるとのことをもあるが、近年の増加原因を分析したうえで店舗指導を徹底されたい。また、鶏肉生食の危険性を未だ認識していない消費者が多く存者といると考えられるため、消費についてはどのようにしていると考えられるため、当また、発についてはどのようにしていると考えられるため、当また、発についてはどのようにしていると考えられるため、当などのようにしていてはどのようにしていると考えられるため、当などのようにしていると考えられるため、当などのようにしていると考えられるため、当などのようにしていると考えられるため、当などのようにはいるというにはいるにはいるというにはいるというにはいるというにはいるというにはいるというにはいるというにはいるというにはいるというにはいるというにはいるにはいるというにはいるにはいるというにはいるというにはいるというにはないるというにはいるにはないるというにはいるというにはないるというにはいるにはいるにはいるにはいるにはいるにはいるにはいるにはいるにはいるにはいる	具体的な取組①に記導についましては、3年のの監視指導り、県が把握を 食提供店等を実施してはおり、県が把握を までは、年のといては、年のまでは、年のまでは、年のまでは、年のまでは、年のまでは、年のまでは、年のまでは、年のまでは、年のまでは、年のまでは、年のまでは、第一、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは
5	14, 17	施策3,6	栽培農産物・畜産物は経営管理も 非常に重要な課題となっていて、食 品としての安全管理をどのように 生産者に浸透させていくか、農林行 政との連携は極めて重要です。	御意見のとおり、食品としての安全管理は各食品の製造者のみならず、原材料となる農産物・畜産物の生産者も、当然取り組まなければならない課題です。 よって、農家には施策3で農業生産工程管理(GAP)を、畜産農家には施策6で農場 HACCPを、それぞれ農政水産部と連携して、推進していきます。
6	16	施策 5 (施策 15)	家族が食べる農作物は、最小限自作で賄っていますが、昨今イノシシや猿の被害により、市販の物を買わなければなりません。 店頭のものは綺麗ですが、農薬等、どの程度使われているのかとても心配になります。 安心して手にとれるよう検査してもらえるとありがたいです。	施策5の具体的な取組に記載のとおり、農政水産部の担当課と連携し、農産物生産者に農薬の適正使用を指導するとともに、引き続き店舗で販売されている県内産農産物を抜取り、、輸入農産物の残留農薬検査も実施します。併せて、基準値を超えて農薬が残留した事例はありませんが、依なとして県民の不安が払しよくされない現状にあることから、施策15のテーマに取り上げたり、③の情報提供において、種々のマスメディアや広報媒体を活用し、県民の不安の払しょくに努めます。

番号	頁	施策 No.	意見・情報の概要	意見等に対する県の考え方
7	20	施策 9	食品衛生監視員の資質の向上に 努めるとありますが、同時に職員の 確保が必要です。 県民の健康確保がかかっている のですからきめ細かい行政が必要 です。	御意見のとおり、食の安全の確保には、食品衛生監視員による監視・指導が不可欠であることから、必要な監視体制を整えるとともに、個々の食品衛生監視員が研修等を受講し、資質向上に努めます。
8	20, 21	施策 9,10	食の安全確保は、第一義的には事業者の衛生管理が大切です。 高度衛生管理の HACCP に基づく 管理強化をお願いします。	施策9では全ての食品製造工場に、 施策10では全ての飲食店や食品販売 店等に対して、HACCPに沿った衛生管 理を取り入れ、実施されるよう「衛生 管理計画」の作成支援や指導に取り組 みます。
9	21	施策 10	地元の直売所で働いているが、直 売所で販売している食品を作って いるような小規模の事業者でも、 HACCP 管理が必要か。	平成30年6月に食品衛生法が改正され、全ての食品等事業者は、施設毎に取り扱う食品の特性等に応じた衛生管理(HACCPに沿った衛生管理)が義務となったことから、小規模事業者であっても必要です。
10	21	施策 10	滋賀県だけのことではないが、喫煙しながら調理また食品を扱う者を見かけるので、食品への異物混入の原因とならないよう、このような行為をやめさせるような取組を実施していただきたい。	御意見のとおり、たばこの吸い殻等は食品への異物混入の原因となりうることから、事業者の自主衛生管理における従事者の衛生管理として施設ごとに定めるよう、今後も指導します。
11	21	施策 10 (施策 15)	飲食店営業は小規模なものが多く、業種、取扱品目をはじめ衛生とから、異体的な取組の実施にあたっがいまる程度のきめ細かな対応が要と考える。なお、当団体はもとより食品の管理の推進・向上を図っている指導および事業での連携・協力を望む。併せて、食品関係事業者の動機付けのためにも、HACCPの制度化にいて消費者へのPRを強く要請したい。	御意見のとおり、全ての食品等事業者が HACCP に沿った衛生管理に取り組む必要があるため、具体的な取組①に講習会を開催することに加え、年3回ある営業許可継続講習会を理社で、各理計画の作成を支援します。 また、食品衛生推進員と連携し、とをもに、各食品関係団体とも連携したともに、、各食品関係団体とも連携は力また。 HACCPの制度化についての消費者のPRについては、施策15の具体においての別については、施策15のテーマに対し、3の情報提供において、種々のマスメディアや広報媒体をおよう努めます。

番号	頁	施策 No.	意見・情報の概要	意見等に対する県の考え方
12	23	施策 12	私の子どもが乳製品のアレルギーを持っているため、購入する食品の表示は気を付けて見ていますが、表示のルールが複雑で、乳の成分を見落とすことがないか不安です。一般消費者向けのわかりやすい講習会や啓発をやっていただきたいです。	具体的な取組②に記載のとおり、消費者を対象とした食品表示講習会の開催や講師派遣等を行います。
13	23	施策 12	食品表示法の経過措置期間終了 に伴い、栄養成分表示も義務化され るが、現在作成中の計画において、 そのことに対する事業者への指導 等の取組はどこにあたるのか。	具体的な取組②に記載のとおり、事業者を対象とした栄養成分表示も含む食品表示講習会の開催や講師派遣等を行います。 併せて、食品表示法の経過措置期間が2020年3月末で終了することから、具体的取組①に記載のとおり、関係事業者に対して、通常監視や重点監視時に適宜、表示に関する指導・助言を行います。
14	23	施策 12 (施策 15)	間違いのない表示を食品製造者 に徹底することはもちろんのこと、 県民(消費生活者)に対して、効果 のある周知方法(講習会等、テレ ビ・新聞等)を活用する。 多くの消費者が容易に理解でき るための講習会等を含めた施策を 展開してほしい。	具体的な取組②に記載のとおり、消費者または事業者を対象とした食品表示講習会の開催や講師派遣等を行います。なお、その際には、わかりやすい内容に努めます。また、施策15の具体的な取組③の情報提供において、種々のマスメディアや広報媒体を活用し、食品表示についても発信します。
15	26	施策 15 (施策 1)	施策 15「食の安全・安心に関する情報提供と意見交換」の中で、県民への安心を醸成する取り組みに力を入れ、また、県内各自治体、他府県とも連携し、推進計画の実効性を確保いただくようお願いします。	御意見4、6、11、14においても、県民および事業者等への啓発や周知の方法について御意見をいただいたことから、食に対する安心感の醸成につながる施策15の取組を充実させるため、以下のとおり修正します。 (1) 施策の方向の3点目を、 〈修正前〉 〉 食の安全・安心に関する正確でわかりやすい情報を、速やかに提供します。 〈修正後〉 〉 食の安全・安心に関する正確でわかりやすい情報を、種々のマスメディアや広報媒体を活用し、積極的に情報発信します。

番号	頁	施策 No.	意見・情報の概要	意見等に対する県の考え方
				(2) 具体的な取組③ 〈修正前〉 ホームページ「食の安全情報」等 による情報提供 〈修正後〉 ホームページ「食の安全情報」や 県広報紙、テレビ、新聞等による情報提供 なお、県内市町とは食育等の取組において、また、施策1の具体的取組③に記載のとおり、関係自治体とは広域連携協議会への参画により、県内関係機関とは庁内連絡会議の開催により、連携協力し、本計画の着実な実施に努めます。
16	26	施策 15	色々な機会を通じて情報提供がなされていると思いますが、特定のグループや団体の構成員を対象にしたような講習会等が開催されてきたのではないかと思います。 一般県民を対象にした講習会の開催等、誰でも参加しやすいような講習会等が必要です。	御意見のとおり、具体的な取組②の 食の安全・安心に関する意見交換会や ③の講習会・研修会を開催するにあた っては、県民(消費者)が参加したい と思うようなテーマを選び、様々な手 法を活用して実施します。
17			食の安全・安心についての提言ですが、施策2と10について、従事者10人以上の飲食店等の施設または大量食品販売店等の施設において、専門知識を持つ調理師の存在は大きいと考えています。 食品衛生法の営業許可において上記の施設においては調理師を必ず置かなければいけないと県の条例で制定するべきだと思います。施策2と10において食中毒の問題とHACCPの問題を解消するには調理師を活用しない手はないと思います。今回の提言を真剣に考えていただきたい。	営業施設には食品衛生責任者を置くことが滋賀県食品衛生基準条例で定められており、調理師はその資格要件の1つです 食品衛生責任者の責務は大きいことから、「滋賀県食品衛生監視指導計画」で定める食品衛生責任者の再教育講習会を毎年開催し、今後も食品衛生責任者の資質向上に努めていきます。なお、飲食店等への調理師の必置義務については、県条例で定めるものではなく、国において法制化されるべきものと考えています。

[※] 意見等の該当頁等は、県民政策コメントで公表した「(第2次)滋賀県食の安全・安心推進 計画(原案)」に沿っています。